

令和7年度 病院勤務医および看護職員の負担軽減および処遇改善計画

1. 医師の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

項目		状況と今後の計画
看護師による指導・説明		看護師が、初診時の問診の確認や検査についての説明、糖尿病療養など、退院後の生活指導を実施している。
入院説明の実施		予約入院の入院説明を「入退院支援看護師」が行っている。
放射線技師による検査オーダー変更の確認		医師に確認後、放射線技師がオーダーの変更処理を行い検査を実施する。
書類作成・診療記録等	診断書・主治医意見書等の作成補助	医師事務作業補助者が、患者基本情報など記載可能な部分を記入後、担当医師が診療内容と併せて、確認し作成することで、書類作成の負担を軽減する。→主治医意見書の作成支援強化の要望
	診療予約	・泌尿器科については、医師事務作業補助者が、外来診療予約入力を行う。 ・資格を有している医師事務作業補助者を有効に活用し、他の診療科の対応する。
	診療記録	・整形外科医師の回診に医師事務作業補助者が同行し、回診内容を入力し、医師が承認する。 ・リハビリ実施計画書の作成を医師の指示のもとで作成し、承認を受ける。 ・産婦人科外来診察については、医師事務作業補助者が診察内容を入力し、医師が承認することで、医師が診察に専念できる環境を整える。 ・上記以外の診療科や病棟においても、医師事務作業補助の資格を有する職員が記録を担当する。また、業務整理により作業内容の拡充を図る。
	診察介助等	・内科系外来診察に看護補助者を配置し、診察介助を行う。 ・中央処置室・外来化学療法室に配置した看護師が、検査・日帰り手術・化学療法・検査説明・問診を実施

2. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

項目		状況と今後の計画
看護補助者の配置	病棟業務の標準化	各部署で業務内容に差があるため、2021年度改訂版ガイドラインに沿って、業務内容の標準化と改善を行う。また、この部署へも応援可能な体制とし、計画的な教育を行う。
	療養環境の整備	病室周囲のベッド環境の整備、病棟のリネン類の管理は、看護補助者が実施。退院後の患者の空ベッドや離床が可能な患者のベッドなど、病状に変化を及ぼさない患者のベッドメイキングは看護補助者が行う。
	患者の搬送	患者の状態等に応じて、検査・放射線科への搬送は、看護補助者も行っている。また検体の搬送も看護補助者が行う。
	事務的作業	主に事務作業を行う看護補助者を配置し、入院時の書類説明や受け取り等、事務作業については委譲し、看護業務に専念する。
	詰所の清掃	詰所内の清掃は、各部署の看護補助者が実施。
	看護ケア	患者の状態に応じて清拭や入浴介助・おむつ交換などの清潔援助、食事介助・配膳・下膳などの看護ケアを実施。
	病棟の勤務体制	病棟では早出・日勤・遅出の勤務体制をとっており、早出・遅出については各1名ずつとしているが、必要時は増員をする。
	外来の業務分担	各外来での検査説明や案内、処置室での検体スピッツの作成や患者の呼び込み等、業務分担を増やす。
リハビリテーション科職員による患者搬送		リハビリを実施する患者の誘導・搬送は、リハビリテーション科職員が行っている。
多様な勤務形態の導入		・多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態を導入する。 ・夜勤専従看護師を導入している。
看護提供体制	勤務体制	・三交代勤務については、正循環勤務体制へ移行し、11時間のインターバルを確保するよう計画予定。 ・二交代勤務については、2時間の仮眠と、夜勤明けの休日を確保する。 ・月1回の連休を確保する。 ・特別休暇を適正に取得するよう指導する。 ・毎月作成される勤務スケジュールを看護部長が確認し、状況を確認したうえで支援する。

2. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

項目		状況と今後の計画
妊娠・子育て・介護中の看護職員に対する配慮	院内保育所の設置	本院職員の復帰を支援するため、平成25年2月から設置。（現在閉園中）
	深夜勤務の制限制度	小学校就学前の子ども又は要介護者がいる職員は、深夜勤務の制限を請求できる。
	個別に制度説明	妊娠の報告があった職員へ、産休・育休・健診・復帰後の時短制度など、活用可能な制度の説明を個別に行い、休暇取得後に安心して復帰し、働き続けられるように支援する。また、復帰前研修を計画する。
時間外勤務の軽減		部署によって時間外勤務時間に差があるが、必要時間・必要人員の補充が可能な体制を取り、時間差勤務体制を推進するとともに、業務整理及び機器等の補充により負担を減らし業務削減に取り組んでいる。
検査科職員による採血管の補充		看護職員の負担軽減を図るため、翌朝などの予約の採血管の準備を、前日に検査科職員が各病棟分準備し、配布している。
薬剤師による薬剤管理及び服薬指導	ミキシング	・がん化学療法のみキシングを薬剤師が実施する。 ・病棟薬剤師の配置と業務内容の検討を行い、感染管理の面からも、TPNなどミキシングの範囲を拡大していく予定。
	処方せんの対応	入院処方せんは、17時までに入力された処方せんについて対応する。
	危険薬	危険薬については、薬剤師が確認し、薬袋に印をつけ、注意喚起をしていく予定。
	持参薬確認	入院時持参した薬剤をすべて薬剤師が確認後カルテを入力し、術前中止薬などのチェックを行っている。また、自己管理者への指導を行ない、持参薬の残数チェックや医師へ院内薬剤への代替えのアドバイス・処方日の報告などを実施する。
	病棟薬剤師の配置	病棟薬剤師が在庫確認・薬剤管理を行う。
委託業者による衛生材料物品の管理		衛生材料については、専門業者が定数管理を行う。
歯科衛生士による入院患者の口腔ケア		入院時スクリーニングにより口腔ケアが必要であるとされた患者のケアプランを立て、定期的な口腔ケアと看護師への指導を計画する。
臨床工学技士による医療機器の管理		臨床工学技士が、必要な医療機器が使用前点検された状態で配置されるように保守管理と中央保管を行う。外来・病棟において機器の設定を行い、医療機器に関する情報提供をする。内視鏡カメラの洗浄も検討する。

2. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

項目		状況と今後の計画
栄養管理士による栄養管理	アレルギー禁止食の対応	詳細な内容を聞き取り対応する。
	食事内容の確認	治療食等、必要に応じて主治医に確認し変更する。
	食事変更入力	必要に応じて代行入力する

3. 医療従事者（医師・看護師以外）の負担軽減及び処遇改善に関する取組

項目	状況と今後の計画
看護職員と放射線技師との業務分担	造影剤注入時の副作用出現に対応するため、看護師に立ち合いを依頼している。また、造影剤投与後の静脈路の抜針及び止血は、副作用等の観察が必要となるため、中央処置室又は病棟にて看護師に依頼する。
事務作業の軽減化	法令等の改定に従い、要否を精査した上で、事務作業を軽減していく。 電子カルテを活用し、コスト入力等の事務作業を軽減していく。
検査科職員の業務分担の偏り	各職員の対応できる業務に偏りがあるので、対応できる業務を増やせるようマニュアルを整備し、引継ぎや教育を実施する
連携室職員の年次有給休暇の向上	計画的な年次有給休暇の消化
年休取得率の向上（全職員）	職種により偏りがあるので、1年度5日以上を取得を目標に啓発を行い、取得率の向上を図る。